

BTMU CHINA WEEKLY

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

APRIL 13TH 2016

■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- 3月のCPI 前年同月比+2.3% 前月から横ばい

【貿易・投資】

- 2015年の中国の貨物貿易総額 3年連続で世界第1位
- 上海の最低賃金 4月より引き上げ

【金融・為替】

- 3月の外貨準備高 前月比102.6億米ドル増 5ヶ月ぶりの増加

■ RMB REVIEW

- 方向感を見出し辛い時間帯が続こう

■ EXPERT VIEW

- 中国「物権法」に関する司法解釈について

本邦におけるご照会先:

三菱東京UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

WEEKLY DIGEST

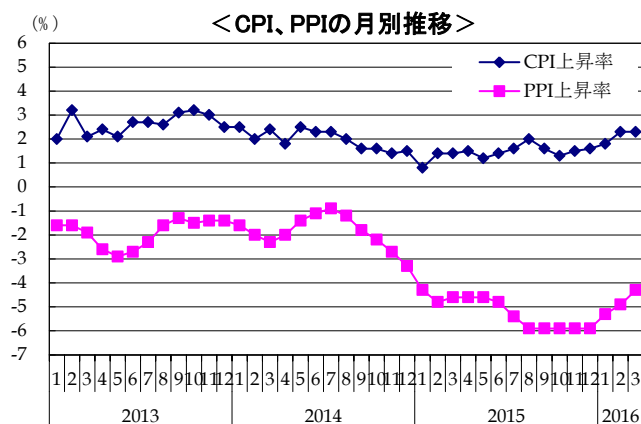
【経済】

◆3月のCPI 前年同月比+2.3% 前月から横ばい

国家統計局の11日の発表によると、3月の消費者物価指数(CPI)は前年同月比+2.3%と、上昇幅は前月から横ばいだった。

CPIを品目別で見ると、食品が同+7.6%、非食品が同+1.0%。食品のうち、野菜が寒波の影響を受けて同+35.8%、豚肉が価格の長期低迷による飼育数の減少から同+28.4%と大きく上昇したのに対し、果物は同▲10.2%、卵は同▲5.8%と下落幅が大きかった。

3月の工業生産者出荷価格指数(PPI)は前年同月比▲4.3%と、49ヶ月連続のマイナスとなったものの、下落幅は3ヶ月連続で縮小した。鉄鋼・非鉄金属採掘業や鉄鋼製錬・圧延加工業の下落幅縮小に起因するものと見られる。



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

【貿易・投資】

◆2015年の中国の貨物貿易総額 3年連続で世界第1位

世界貿易機関(WTO)の7日の発表によると、2015年の世界貨物貿易ランキングで、中国は輸出が第1位、輸入が第2位、輸出入を合わせた総額は3兆9,570億米ドルと、3年連続で世界第1位となった。また、サービス貿易ランキングでは、中国の輸出入を合わせた総額は6,660億米ドルと、昨年に続き世界第2位を維持した。

2015年の世界貿易全体については、貿易量は第2四半期に大きく落込み、その後回復基調を辿ったが、通年で前年比+2.8%と4年連続3%を下回った。一方、貿易金額では、資源価格の下落や米ドル高に伴う米ドル建て貿易額の減少から、輸出が前年比▲13.5%、輸入が前年比▲12.4%となった。今後の貿易量については、新興国の更なる景気減速などのリスク要因を抱えているとし、2016年が前年比+2.8%、2017年が同+3.6%との予測を示し、何れも1990年以降の平均伸び率5.0%を下回る水準となっている。

＜2015年の貨物貿易額の国・地域別ランキング＞

(10億米ドル)

輸出				輸入				輸出入(合計)			
順位(前年)	国・地域	輸出額	前年比	順位(前年)	国・地域	輸入額	前年比	順位(前年)	国・地域	輸出入額	
1 (1)	中国	2,275	▲2.9%	1 (1)	米国	2,308	▲4.3%	1 (1)	中国	3,957	
2 (2)	米国	1,505	▲7.1%	2 (2)	中国	1,682	▲14.2%	2 (2)	米国	3,813	
3 (3)	ドイツ	1,329	▲11%	3 (3)	ドイツ	1,050	▲13.0%	3 (3)	ドイツ	2,379	
4 (4)	日本	625	▲9.5%	4 (4)	日本	648	▲20.2%	4 (4)	日本	1,273	
5 (5)	オランダ	567	▲15.7%	5 (5)	英国	626	▲9.4%	5 (7)	英国	1,086	

＜2015年のサービス貿易額の国・地域別ランキング＞

(10億米ドル)

輸出				輸入				輸出入(合計)			
順位(前年)	国・地域	輸出額	前年比	順位(前年)	国・地域	輸入額	前年比	順位(前年)	国・地域	輸出入額	
1 (1)	米国	690	0.0%	1 (1)	米国	469	3.5%	1 (1)	米国	1,159	
2 (2)	英国	341	▲4.7%	2 (2)	中国	437	14.7%	2 (2)	中国	666	
3 (3)	ドイツ	246	▲9.8%	3 (3)	ドイツ	292	▲11.5%	3 (4)	英国	546	
4 (4)	フランス	239	▲13.1%	4 (4)	フランス	224	▲11.0%	4 (3)	ドイツ	538	
5 (5)	中国	229	▲0.7%	5 (6)	英国	205	▲1.8%	5 (5)	フランス	463	

(出所) WTOの公表データに基づき作成

◆上海の最低賃金 4月より引き上げ

上海市政府は3月31日、最低賃金を2,020元(2015年4月改定)から2,190元へ引き上げることを発表し、4月1日より実施した。これに伴い、上海市の最低賃金は深圳市(2,030元/2015年3月改定)を抜き、全国最高水準となった。

なお、最低賃金については、今年に入って上海市に加え、江蘇省、遼寧省、重慶市、海南省、天津市の合計6地域が引き上げを実施・発表した一方、広東省は2016年と2017年の据え置きを発表している。

(※)各地域の最低賃金については、下記リンクをご参照

<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/316041301.pdf>

【金融・為替】

◆3月の外貨準備高 前月比102.6億米ドル増 5ヶ月ぶりの増加

中国人民銀行の7日の発表によると、3月の外貨準備高は前月比+102.6億米ドルの3兆2,125.8億米ドルと、5ヶ月ぶりに増加した。米国の追加利上げ観測の後退により人民元の下落圧力が一時的に弱まり、ドル売り・元買い介入が減少したことや、米ドルがユーロや日本円に対して下落したため、外貨準備として保有するユーロや円建ての資産が米ドル換算で増加したことが要因と見られる。

なお、人民銀行は4月からSDR(特別引出権)^(注)建ての外貨準備高の発表も開始した。3月末のSDR建て外貨準備高は2月末より378億SDR減少して2兆2,803.3億SDRとなり、ドル安によるユーロや円建て資産の増加という要因を除けば、外貨準備高は引き続き減少傾向にあるとの見方もある。

(注)SDR(特別引出権)は、IMFが1969年に創設した国際準備資産で、IMFは加盟国の出資比率に応じてSDRを配分し、加盟国は対外支払い時に外貨が不足した場合等に、他の加盟国からSDRと引き替えに主要通貨を得ることが出来る。人民元は本年10月からSDR構成通貨に採用される予定。詳細については下記IMFのウェブサイトをご参照。

<http://www.imf.org/external/japanese/np/exr/facts/sdrj.htm>

＜中国外貨準備高の推移(月次)＞



(出所) 中国人民銀行の公表データを基に作成

RMB REVIEW

◆方向感を見出し辛い時間帯が続こう

今週(4/5～)の人民元相場は、新規材料に乏しい中、オンショア(CNY)、オフショア(CNH)共に、方向感に欠ける値動きが継続した。週初 6.4663 で寄り付いた CNY は、対ドル基準値の元安設定を背景にその後軟化。翌 4/6 には、安値となる 6.4868 まで下落した。しかし、米早期利上げ観測の後退を背景にドル売りが強まると、CNY も反発。週後半には、高値となる 6.4587 まで上昇する等、方向感の定まらない値動きが継続した。引けにかけては再び下落。足許では 6.48 絡みで推移している。CNH も同様に、週初に高値 6.4670 を示現するも、4/6 には安値となる 6.4937 まで下落した。引けにかけて小反発するも上値は重く、結局 6.49 絡みで越週しそうだ。

元の先安観が後退している。背景には、①米早期利上げ観測の後退に伴うドル売りの他、②政府による財政出動期待の高まり、③当局による各種資本規制の強化(個人の外貨両替規制の厳格化や、窓口指導を通じた企業の外貨買い制限、オフショアへの資金移動制限など)が挙げられる。当局からも「資本流出圧力は緩和した」との発言が報じられる等、資本流出に起因した元売りはひとまず後退。外貨準備のプラス転、PMI 指数の反発も、足許の人民元相場を下支えしている。

とは言え、中国を巡る不透明感は依然として根強い。過剰生産、過剰設備を背景に投資や生産が伸び悩む他、輸出の悪化も警戒される。実質実効為替レートの高止まりが一因と見られ、当局が再び元安誘導に踏み切る可能性は排除できない。無論、当局はこれを否定。「輸出拡大目的で人民元を切り下げる事はしない」と発言している。しかし、13 通貨で構成される CFETS 指数(人民元のバスケット指数)はこのところ下落を続け、市場では、当局が対ドル相場の安定と引き換えに、他通貨での元安を容認していると思惑が根強い。来週は、4/15 の実質 GDP 統計がメインイベントとなるが、人民元相場が主体性を欠く中、方向感を見出すには至らないと予想。6.45～6.52 内でのレンジ相場を想定する。

(4月8日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2016.04.05	6.4710	6.4681～ 6.4783	6.4732	0.0088	5.8584	0.1022	0.83453	0.0012	7.3614	-0.0103	2.4000	3195.45	46.56
2016.04.06	6.4780	6.4753～ 6.4848	6.4820	0.0088	5.8743	0.0159	0.83567	0.0011	7.3547	-0.0067	2.2500	3192.64	-2.81
2016.04.07	6.4727	6.4632～ 6.4768	6.4729	-0.0091	5.9541	0.0798	0.83410	-0.0016	7.3661	0.0114	2.2500	3149.40	-43.24
2016.04.08	6.4771	6.4721～ 6.4806	6.4753	0.0024	5.9457	-0.0084	0.83462	0.0005	7.3711	0.0050	2.0000	3124.54	-24.86

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

中国「物権法」に関する司法解釈について

最高人民法院は、中国「物権法」¹の施行から9年あまりを経て、初めてその適用に関する司法解釈である『中華人民共和国物権法』の適用における若干の問題に関する解釈(一) (法釈[2016]5号) (以下「本司法解釈」といいます)を公布、施行しました²。本司法解釈は、物権に関する紛争事件の裁判実務上の難点や一部の誤った見解について、整理し、明確にしておき、このことは、法曹界等において一様に歓迎されるとともに、活発な議論を引き起こしています。本稿では、本司法解釈における重要な内容について、以下のとおり、大きく3点に分けてご紹介致します。

1. 不動産物権登記制度に関する内容

(1) 不動産登記に関して生じた紛争の処理(民事訴訟提起容認の明確化)

「物権法」では、不動産物権の変動は不動産登記簿に記録されることで効力を生じる³とされ、不動産登記簿は物権の帰属及び内容についての根拠であるとの法的制度が確立されています(「物権法」第14条、第16条)。従前、当該制度を受け、不動産登記機関の登記を経なければ、不動産物権の取得や所有ができないことを理由に、法律に別段の定めがない限り、不動産物権に関する紛争が登記に関わる場合、行政訴訟を通じて解決すべきであるとの見解がありました。しかし、この見解は、紛争の形式面(不動産登記に関する紛争)のみを重視し、実質面(物権の真実の帰属という民事的法律関係に関する紛争)を考慮しないもので、妥当ではないとの批判がなされていました。

この点について、本司法解釈第1条は、「不動産に関する物権の帰属、及び不動産に関する物権登記を踏まえた売買、贈与、抵当権の設定等により紛争が生じ、当事者が民事訴訟を提起した場合は、法により受理するものとする⁴」と規定し、不動産登記に関する紛争について、民事訴訟の提起が可能であることが明確にされました。

(2) 異議登記失効の効力(実体審理に影響しないことの明確化)

「物権法」第19条第2項は、異議登記について規定しています。具体的には、権利者、利害関係者が不動産登記簿の記載事項の誤りの更正を登記機関に申請した場合において、不動産登記簿に記載されて

¹ 主席令第62号、2007年3月16日公布、同年10月1日施行

² 公布日2016年2月22日、施行日2016年3月1日

³ なお、日本では、不動産物権の変動に関する登記は対抗要件とされている(民法第177条)にとどまり、効力要件とはされていません。

⁴ もっとも、当事者が民事紛争を行政訴訟において一括解決することを申請し、かつ人民法院が一括審理する場合は除くとされています。

いる権利者が更正に同意しないときは、利害関係者は異議登記を申請することができる旨、また、申請人が異議登記の日から 15 日以内に訴えを提起しない場合、異議登記は失効する旨が規定されています。もっとも、異議登記の失効が不動産物権の真実の帰属に対する利害関係者の請求権に影響を及ぼすか否か(例えば、異議登記の失効によって、利害関係者が訴訟提起をする権利を失うことになるかなど)について、「物権法」では明確な規定はありませんでした。

この点について、本司法解釈第 3 条は、「異議登記が物権法第 19 条第 2 項に定められる事由により失効した後、当事者が民事訴訟を提起し、物権の帰属の確認を請求した場合、法により受理するものとする。異議登記が失効しても、人民法院による案件の実体審理に影響しないものとする」と規定し、異議登記が失効したとしても、それが実体審理に影響を与えないことを明らかにしました。

(3) 特殊な動産物権の善意の第三者への対抗(譲渡人の債権者の「善意の第三者」からの除外)

「物権法」では、動産物権の移転は引渡しによって効力を生じるとすると同時に、特殊な動産(船舶、飛行機器及び自動車等)の移転については登記による対抗(登記を経なければ「善意の第三者」に対抗することはできない)制度が設けられています。('物権法'第 23 条、第 24 条)。

この特殊な動産の移転に関して、本司法解釈第 6 条は、「譲渡人が船舶、飛行機器及び自動車等の所有権を移転し、譲受人が既に対価を支払うとともに占有を取得した場合、たとえ登記がなされていなくとも、譲渡人の債権者が、自らが物権法第 24 条にいう『善意の第三者』であると主張しても、法律に別段の定めがある場合を除き、これを支持しないものとする」と規定されています。つまり、特定の場合(譲受人が既に対価を支払うとともに占有を取得している場合)において、譲渡人の債権者を「善意の第三者」から除外しています。当該規定は、物権は債権に優先するとの基本的な法律の原則を反映したものと考えられています。

2. 共有制度に関する内容

(1) 持分共有者の優先購入権に対する制限

「物権法」第 101 条は、持分共有者が、その保有する共有の不動産又は動産の持分を譲渡する場合に、他の共有者が同等の条件においてその持分を優先的に購入する権利(持分共有者の優先購入権)を有する旨を規定しています。もっとも、「物権法」に規定される「譲渡」行為に具体的に何が含まれるかについては物権法では明確にされておらず、紛争の生じ易い点となっていました。

この点について、本司法解釈は、以下 2 つの条項を規定しました。

まず、本司法解釈第 9 条は、「共有持分の権利主体に相続、遺贈等の原因により変動が生じた場合において、他の持分共有者が優先購入を主張したときは、持分共有者の間に別段の約定がある場合を除き、これを支持しないものとする」と規定し、「譲渡」行為に相続、遺贈が含まれないことを明らかにしました。

次に、本司法解釈第 13 条は、「持分共有者の間で共有持分を譲渡し、他の持分共有者が物権法第 101 条の規定に基づき優先購入を主張した場合は、持分共有者の間に別段の約定がある場合を除き、これを支

持しないものとする。」と規定し、「譲渡」行為に持分共有者間の譲渡が含まれないことを明らかにしています。当該規定は、持分共有者間の譲渡は、持分共有者優先購入権制度の趣旨である「第三者が共有関係に割り込むのを回避し、部外者の介入によって共有者の内部関係が複雑化するのを防止する」ことに反しないために設けられたとされています。

なお、当事者の私的自治という法律原則の尊重の観点から、本司法解釈第9条及び第13条のいずれも、持分共有者間に別段の約定がある場合には、その約定に従うことが明確にされています。

(2)「同等の条件」、「優先購入権の行使期間」の明確化

まず、本司法解釈第10条は、「物権法第101条にいう『同等の条件』については、共有持分の譲渡価格、代金の履行方法及び期限などの要素を総合して確定するものとする」と規定し、「同等の条件」の確定基準を明確にしています。

次に、本司法解釈第11条は、優先購入権の行使期間について以下のとおり明確にしています。

- ① 約定がある場合、約定に従う
- ② 約定がない又は不明確である場合
 - i 譲渡人が他の持分共有者に送付する、同等の条件の内容を含む通知において、行使期間が明記されている場合は、当該期間を基準とする
 - ii 通知において行使期間が明記されていない、又は明記されている期間が通知送達の日から15日間よりも短い場合は、15日間とする
 - iii 譲渡人が通知していない場合、他の持分共有者が最終的に確定された同等の条件を知った日又は知ったはずである日から15日間とする
 - iv 譲渡人が通知しておらず、かつ他の持分共有者が最終的に確定された同等の条件を知ったこと又は知ったはずであることを確定できない場合、共有持分の権利帰属が移転した日から6か月間とする

3. 善意取得制度に関する内容

「物権法」第106条の規定によれば、処分権を有しない者が不動産又は動産を譲受人に譲渡した場合において、譲受人が当該不動産又は動産を譲り受けた時点で「善意」であったときは、譲受人は当該不動産又は動産の所有権を取得します。しかし、「善意」自体がかなり抽象的な概念であるため、譲受人の「善意」をどのように判断するかなどが、裁判実務における難点となっていました。

(1)「善意」の基本的な判断規則の明確化

本司法解釈第15条は第1項、「善意」の判断基準について、「譲渡人に処分権がないことを知らず、かつ重大な過失がない場合」と規定し、譲受人が知らないとしても重大な過失があった場合には、「善意」とは

認定されないことが明確にされました。

また、本司法解釈第16条及び第17条では、「譲受人が譲渡人に処分権がないことを知っている」と認定するものとする⁵及び「譲受人に重大な過失があると認定するものとする」ケース⁶が具体的に列挙されています。

(2) 挙証責任の負担の明確化

本司法解釈第15条第2項は、「真実の権利者は、譲受人が善意を構成しないと主張する場合、挙証証明責任を負うものとする」と規定し、真実の権利者側に譲受人が善意を構成しないことの挙証責任が課されています。

(3) 善意の適用時点の明確化

「物権法」第106条第1項第1号は、善意の適用時点について、譲受人が不動産又は動産を「譲り受けた時点」と規定していますが、「譲り受けた時」が具体的にいつを指すのかについては様々な見解(例えば、譲渡契約を締結した時、不動産登記を行った時、引渡した時など)が存在し得ます。このような論争を回避するため、不動産物権が登記によって効力を生じること、動産物権が引渡しによって効力を生じること踏まえ、本司法解釈第18条第1項では、善意の適用時点について、「不動産に関する物権の移転登記又は動産の引渡し法により完了した時を指す」と明確に規定しています。

黒田法律事務所
弁護士 鈴木龍司
中国弁護士 鄭 郁

～アンケート実施中～
(回答時間:10秒。回答期限:2016年5月13日)
<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=M6AnfD>

⁵ 具体的には以下のものが列挙されています。

- ① 有効な異議登記が登記簿上に存在している場合
- ② 予告登記の有効期間中に予告登記の権利者の同意を得ていない場合
- ③ 司法機関又は行政機関が法により差押えを裁定し、決定したこと、又はその他の形式による不動産の権利の制限に関する事項が登記簿上に既に記載されている場合
- ④ 登記簿上に記載されている権利主体に誤りがあることを譲受人が知っている場合
- ⑤ 他者が法により不動産に関する物権を既に有していることを譲受人が知っている場合

⁶ 具体的には以下のものが列挙されています。

- ① 真実の権利者が不動産の譲受人が譲渡人に処分権がないことを知っていることを証明する証拠を有している場合
- ② 譲受人が動産を譲り受けた時の取引の対象、場所又は時機等が取引慣習に合致しない場合